

茨城県立水戸第一高等学校附属中学校の部活動に係る活動方針

令和5年4月

1 部活動の基本的な考え

部活動は、生徒により自主的・自発的に企画・運営されるべきものであるが、一方で県立学校における活動である以上、県教育委員会の定める一定の基準に基づくことが前提となる。

「茨城県部活動の運営方針（改訂版）」（令和4年12月。以下「県運営方針」という）を至誠一貫の精神で遵守しつつ部活動を実施する。その主な内容は3～4に示すとおりである。なお、限られた時間や環境の中で創意工夫しつつ、最大の効果を追究していく姿勢は、生涯を通じ、あらゆる局面で重要となる。部活動についても、このような姿勢を身につけていくため、例えば医科学等の学問的知見や ICT 等の先端技術の活用など、知恵を絞り、工夫を凝らしていく。

また、本方針の実施過程においては、生徒や顧問の活動実態や意見等を把握しつつ適切に検証を行い、その結果に応じて必要な改善策を検討したり、関係機関に提案したりするなどしていく。

本校においては、体験型部活動を経て中学3年次からの本格的活動となる。その目的は、中学生に部活動の選択の幅を持たせるためのものであり、さまざまな体験を通して自分の可能性や様々な世界があることを知ることが一番大切である。それらを経て生徒自らが判断し、主体的に活動を始めることを期待するものである。

2 体験型選択制の活動

（1）体験型選択制Ⅰ期～Ⅳ期

ア. 1年生の後期から2年生の前期において、期間を4期に分け、各期ごとに開設された部活動から選択登録して活動する。

イ. 各期の開設数は火曜・木曜のいずれかでおおよそ10日（10回）とする。

ウ. 活動時間は約1時間とする。

エ. 完全下校時刻は3～10月（歩く会まで）が18:00、10月（歩く会以降）～2月が17:30とする。

（2）選択加入制

ア. 2年生の後期から3年生の6月（高校3年の引退時）において、開設される部活動のなかから1つを選択し、加入登録する。

イ. 活動は平日週2日（火曜・木曜）と土日いずれかの半日とする。

ウ. 1日の活動時間は、平日は2時間、休業日は3時間を上限とする。活動時間には準備・片付け・移動時間を含まない。

エ. 完全下校時刻は3～10月（歩く会まで）が18:00、10月（歩く会以降）～2月が17:30とする。

3 正式入部での活動

(1) 適切な休養日の設定

- ア. 3年生の夏(高校3年引退後)からの活動は平日4日、土日いずれか1日以内とする。
- イ. 1日の活動時間は、平日は2時間、休業日は3時間を上限とする。活動時間には準備・片付け・移動時間を含まない。
- ウ. 完全下校時刻は3～10月(歩く会まで)が18:00、10月(歩く会以降)～2月が17:30とする。
- エ. 1週間あたりの活動時間は11時間を上限とする。
- オ. 年間を通じて週当たり2日以上を休養日とする。
また、休日(土・日・祝日)に休日の活動時間の上限を超えて練習試合等で活動した場合は、他の休日に休養日を振り替える。
- カ. 原則として、朝の活動は行わない。
- キ. 長期休業中は、週当たり2日以上を休養日に加え、1週間以上の連続した長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ク. 練習試合・合宿並びに大会前の練習等においては、「県運営方針」の運用に係るガイドラインを踏まえて、適切に運用する。

(2) 実力考査に関する活動規定

- ア. 実力考査2日前から考査終了までの期間は原則活動禁止とする。

(3) 学校で参加する大会等の精選

- ア. 中学校単位で大会には参加しない。

4 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- ア. 部活動の加入は任意であり、部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう運営体制を構築する。
- イ. 部活動に係る費用の徴収方法や、高体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得る。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア. 教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。
- イ. 部顧問は、リスクマネジメントのための専門的指導力を高めるよう取り組み、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ. 部熱中症事故の防止等の安全確保については「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に適切に対応する。
- エ. 部活動における体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表

ア. 学校方針・年間活動計画, 月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。